

第三者評価機関すずかけの評価手順に関する規程

(契約の締結)

第1条 第三者評価機関すずかけ（以下、「評価機関」という。）は、福祉サービス事業所（以下、「事業所」という。）と第三者評価実施に関する契約を締結する。

(事前説明)

第2条 評価機関は、事前に事業所を訪問し、評価方法の説明を行う。この場合、事業所の希望によっては、利用者及び保護者への説明会も実施するものとする。

(事前調査（自己評価）)

第3条 評価機関は、事前に事業所のプロフィール、各種マニュアル類、事業計画等基礎的書類を提出していただき、その内容について事前点検を行う。また、事前に評価基準に基づき経営層、職員それぞれに自己評価を実施していただき、それについても十分な検討を行うものとする。

(利用者調査)

第4条 評価機関は、利用者調査票に基づき、利用者本人や保護者への利用者調査を行うものとする。事業所ごとの調査方法については別に定めるものとする。

(訪問調査)

第5条 評価機関は、1件の評価事業について、評価調査者2名以上（「福祉サービス第三者評価機関認証要綱」（以下、「認証要綱」という。）別記「福祉サービス第三者評価機関認証基準」（以下、「認証基準」という。）1の（4）及び（5）に規定する評価調査者）による訪問調査を実施するものとする。また、訪問調査の手法は別に定めるものとする。

(個人情報の取り扱い)

第6条 評価機関は、事前調査、利用者調査に係る調査票については、各個人の回答結果を評価機関以外の者が見ることがないような回収方法を用いることとする。

(評価結果表（報告書）の作成)

第7条 評価機関は、評価結果表（報告書）を作成し、事業所に提出するものとする。評価結果については、事業所と調整、確認を行ったのち、認証基準3の（2）の規定に基づき報告するものとする。

2 評価結果表（報告書）は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会が定める様式を用いるものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、評価手順に係る内容についての必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成17年10月1日より施行する。